

**[5] 児童扶養手当** **身知精**

<p><b>概 要</b></p>	<p>父(母)のいない児童の母(父)、父(母)に重度の障害がある児童の母(父)または母(父)に代わってその児童を養育している人に手当を支給する制度です。なお、児童に概ね中級以上の障害がある場合には、対象年齢が18歳から20歳に引き上げられます。</p>												
<p><b>対 象 者</b></p>	<p>次のいずれかの条件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障害がある場合は20歳未満)を監護している母(父)、または母(父)に代わって児童を養育している人(児童と同居し、監護し、生計を維持している人)</p> <p>(1) 父母が婚姻を解消した児童  (2) 父(母)が死亡した児童  (3) 父(母)が政令で定める程度の障害の状態にある児童  (4) 父(母)の生死が明らかでない児童  (5) 父(母)から引き継ぎ1年以上遺棄されている児童  (6) 父(母)が法令により1年以上拘禁されている児童  (7) 母が婚姻によらないで出産した児童</p>												
<p><b>支 給 制 限</b></p>	<p>次のいずれかにあてはまる場合は、受給することができません。</p> <p>(1) 母(父)、養育者または児童が日本に住んでいないとき  (2) 母(父)または養育者が公的年金、遺族補償を受けることができるとき(ただし、老齢福祉年金を除きます。)  (3) 児童が父または母の死亡により支給される公的年金、遺族補償を受けることができるとき  (4) 児童が父(母)に支給される公的年金の額の加算対象になっているとき  (5) 児童が里親に委託されているとき  (6) 父(母)と生計を同じくしているとき(ただし、父(母)が政令で定める程度の障害の状態にあるときを除きます。)  (7) 母(父)の配偶者に養育されているとき(配偶者には、内縁関係にある者を含み、政令で定める程度の障害の状態にある者を除きます。)  (8) 児童が児童福祉施設に入所しているとき。(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く。)  (9) 平成15年3月31日時点で、手当の支給要件に該当するようになった日から起算して、5年を経過しているとき</p> <p>※なお、(2)(3)(4)については、年金の金額が児童扶養手当額よりも少ない場合は、児童扶養手当を受給できることがありますので、窓口でご相談ください。</p>												
<p><b>手 当 額</b></p>	<p>○手当の月額について(平成29年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="459 1491 1310 1731"> <thead> <tr> <th>対象児童数</th> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1子</td> <td>42,290円</td> <td>42,280円～9,980円</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>9,990円</td> <td>9,980円～5,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降 (1人増える毎に)</td> <td>5,990円</td> <td>5,980円～3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一部支給は所得に応じて10円きざみの額となります。  ※所得制限がありますので、所得によっては受給できない場合があります。  ※手当の月額は「物価スライド制」の適用により改定されることがあります。</p>	対象児童数	全部支給	一部支給	第1子	42,290円	42,280円～9,980円	第2子	9,990円	9,980円～5,000円	第3子以降 (1人増える毎に)	5,990円	5,980円～3,000円
対象児童数	全部支給	一部支給											
第1子	42,290円	42,280円～9,980円											
第2子	9,990円	9,980円～5,000円											
第3子以降 (1人増える毎に)	5,990円	5,980円～3,000円											
<p><b>必要とするもの</b></p>	<p>児童扶養手当認定請求書(子育て支援課にあります)  請求者と対象児童の戸籍謄(抄)本  通帳・印鑑 など</p>												
<p><b>窓 口</b></p>	<p>子育て支援課  電話:06-6992-1647、FAX:06-6994-1691</p>												